

子ども・子育て支援新制度について (幼稚園関係者向け)

平成25年5月

文 部 科 学 省

子ども・子育て支援の新制度について

I 基本的な考え方(ポイント)

■ 子ども・子育て関連3法の趣旨

- 自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的確認の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

■ 基本的な方向性

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - * 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
 - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）

■ 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源が必要）
- 政府の推進体制
 - ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（子ども・子育て会議）
 - ・ 市町村等の合議制機関の設置努力義務

II 給付・事業

○ 子ども・子育て支援給付

- ・ 施設型給付 = 認定こども園、幼稚園、保育所
- ・ 地域型保育給付 = 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育 等
- ・ 児童手当

○ 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり等
- ・ 延長保育、病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ・妊婦健診 等

III 認可制度の改善

○ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入

- ・ 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
- ・ その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする

○ 小規模保育等の地域型保育についても、同様の枠組みとした上で、市町村認可事業とする

認定こども園法の改正について

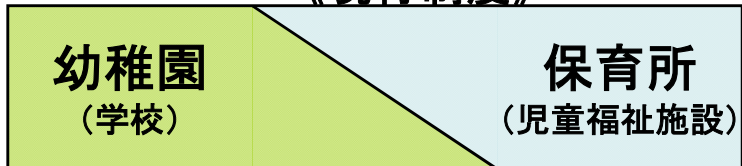
- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保

〔類型〕

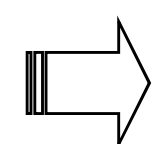
《現行制度》

《改正後》

幼保連携型
(594件)



幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

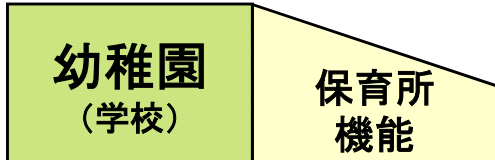


※設置主体は原則、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

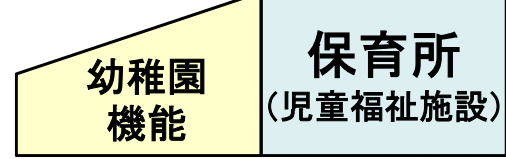
- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（既存の附則6条園の設置者について、経過措置あり）

幼稚園型
(317件)



※設置主体は原則、国、自治体、学校法人のみ

保育所型
(155件)

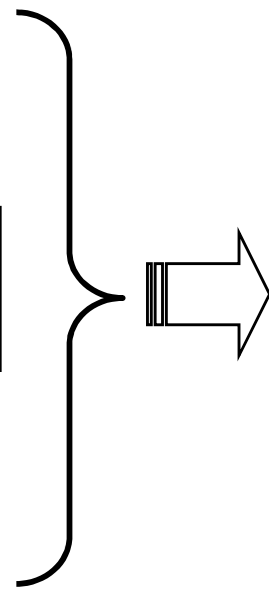


※設置主体制限なし

地方裁量型
(33件)

幼稚園機能
+
保育所機能

※設置主体制限なし

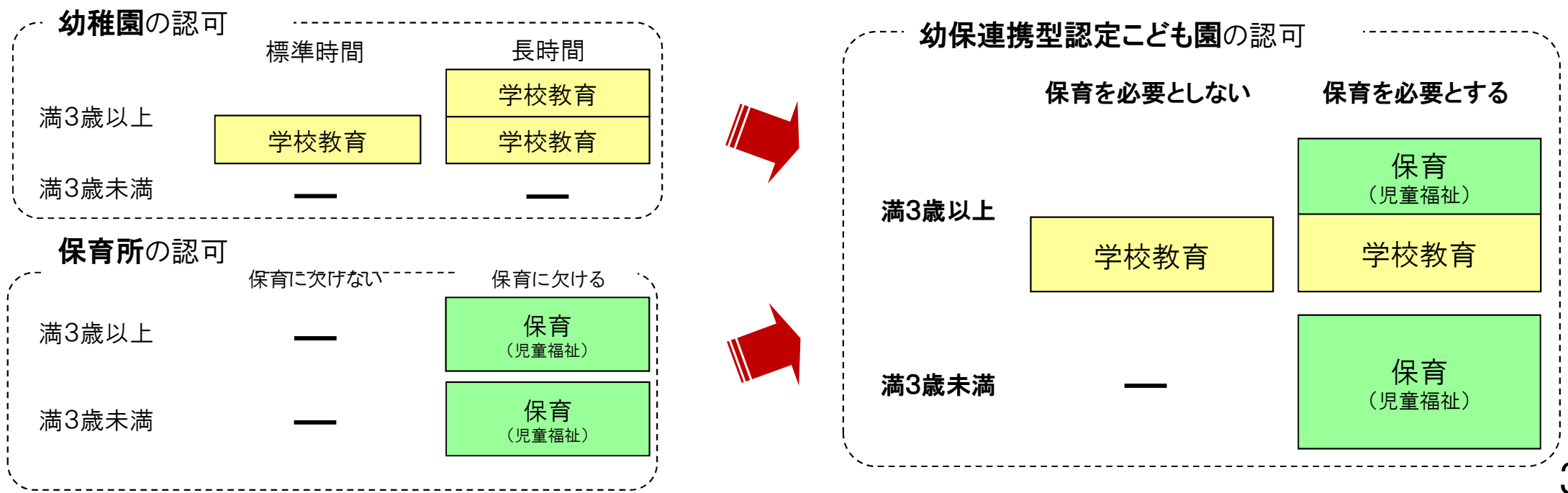


- 施設体系は、現行どおり
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- 「保育所型」と「地方裁量型」については、従前と同様に、
 - ・ 株式会社の参入が可能
 - ・ 学校としての法令上の位置づけがない

（認定こども園の合計件数は1,099件（平成25年4月時点））

新たな幼保連携型認定こども園

- 単一の施設として、学校教育・保育及び保護者に対する子育て支援を一体的に提供。
 - ア 満3歳以上児の受入れを義務付け^(※)、標準的な教育時間の学校教育を提供。
満3歳以上児のうち保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - イ 保育を必要とする満3歳未満児には、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
- ※ 満3歳未満児、保育を必要としない満3歳以上児などの受入義務はなく、上記ア・イの範囲内で、設置者の判断により個々の幼保連携型認定こども園で受け入れる子どもの範囲を設定可。満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園への移行を促進。
- 学校教育、児童福祉及び社会福祉の各法体系において、「学校」、「児童福祉施設」及び「第2種社会福祉事業」として位置付け。
 - ・ 幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う「学校」であることを明確にする。
 - ・ 小学校就学前の学校として、「小学校教育との円滑な接続」が必要であることについて明確にする。
- 設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人。（既存の附則6条園の設置者に関する経過措置あり。また、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない。）



新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について

	主な内容
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事（公立）届出（私立）認可 大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	（公立）事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 （私立）設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 （公立）地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 （公立・私立）知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」を定める。 ※幼保連携型以外の類型の認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）についても、当該基準を踏まえて幼児期の学校教育・保育を行わなければならない。
設置基準	現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。 ※ 学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。 ※ 職員配置基準（学級編制基準）の引上げ等を検討
配置職員	園長、保育教諭 ^(※) 、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則（経過措置あり）

(続き)

公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外にかかわらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園・保育所に対する措置を踏まえ、平成25年度以降の税制改正要望を通じて検討。

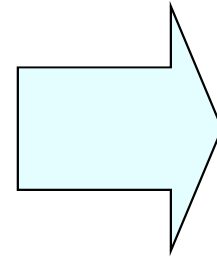
(主な経過措置等)

- ・ 現行の幼保連携型認定こども園について、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなす。
- ・ 新法の施行前までに学校法人以外で私立幼稚園を設置する者については、当分の間、一定の要件を満たせば、その設置する私立幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者に対して、所要の経過措置を講ずる。
- ・ 既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した場合、その幼保連携型認定こども園の名称中に「幼稚園」という文字を用いることができる。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。
- ・ 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。

現行制度・新制度における幼保連携型認定こども園の比較(私立の場合)

<現行制度>

	現行の幼保連携型 認定こども園
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法
設置 主体等	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 (当分の間、学校法人以外の者が幼稚園を設置できる。(学校教育法附則第6条)) 【保育所】設置主体制限なし ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
認可等 権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長 【認定こども園】認定権者:都道府県知事(又は教育委員会)
指導 監督	【幼稚園部分】閉鎖命令 【保育所部分】立入検査、改善勧告、改善命令、 事業停止命令、認可の取消 【認定こども園】認定の取消
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設最低基準
財政 措置	【幼稚園部分】私学助成(都道府県) 幼稚園就園奨励費補助(市町村) 【保育所部分】保育所運営費負担金(市町村)
利用者 負担	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村の関与の下、施設が設定(応能負担)



<新制度>

	新たな幼保連携型 認定こども園
	認定こども園法
	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 (既存の附則6条園の設置者について、経過措置あり) ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
	都道府県知事(教育委員会が一定の関与) ※大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲
	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、 閉鎖命令、認可の取消
	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に 関する基準
	施設型給付(市町村)が基本
	市町村が設定(応能負担) ※一定の要件の下、施設による上乗せ徴収が可能

教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

学校教育法に定めるもの

幼稚園	中等教育学校
小学校	特別支援学校
中学校	大学
高等学校	高等専門学校

学校教育を提供

学校

認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設
両方の性格

(参考1) 関係条文

◎教育基本法

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

◎学校教育法

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(参考2) 子ども・子育て関連3法の公布について(平成24年8月31日3府省局長連名通知) ー関係部分抜粋ー

第2 認定こども園法一部改正法関係

3. 幼保連携型認定こども園

(1) 施設の定義(第2条関係)

幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子ども(小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。)に対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいうこととしたこと。(第2条第7項関係)

なお、幼保連携型認定こども園は、学校であると同時に児童福祉施設としての性質も有するため、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定の多くが適用できないことから、学校教育法の適用される「学校」の範囲を定める学校教育法第1条は改正せず、改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下単に「認定こども園法」という。)において教育基本法第6条に基づく「法律に定める学校」である旨明らかにしている。

第3 整備法関係

(2) 改正後の幼保連携型認定こども園に関する事項

次の方針に従い、i)及びii)の関係法律の整備を行ったこと。

①「幼保連携型認定こども園」は、教育基本法に基づく「学校」……に位置づけられることとしたことに伴い、各種法律において単に「学校」……と規定されている場合は、特段の改正をすることなく、ここに「幼保連携型認定こども園」が含まれることになること。(略)

子ども・子育て支援法
～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援
のための仕組み～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を
担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

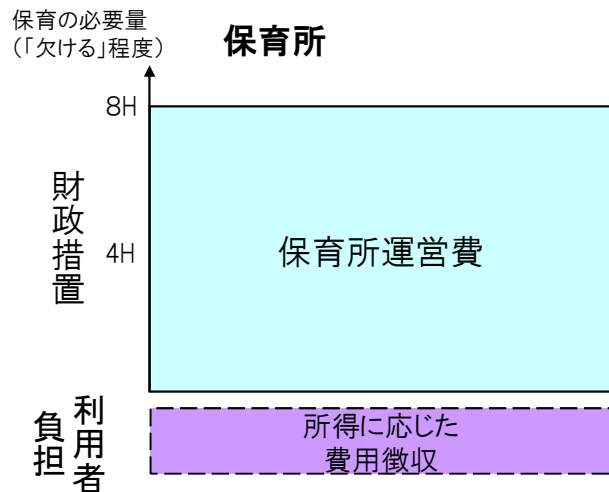
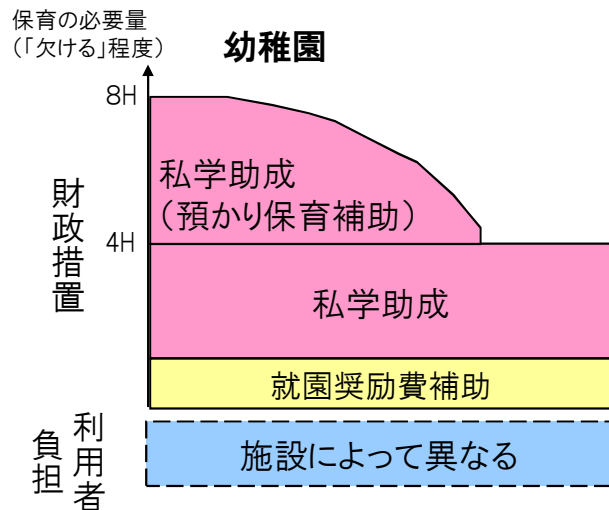
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

施設型給付の創設

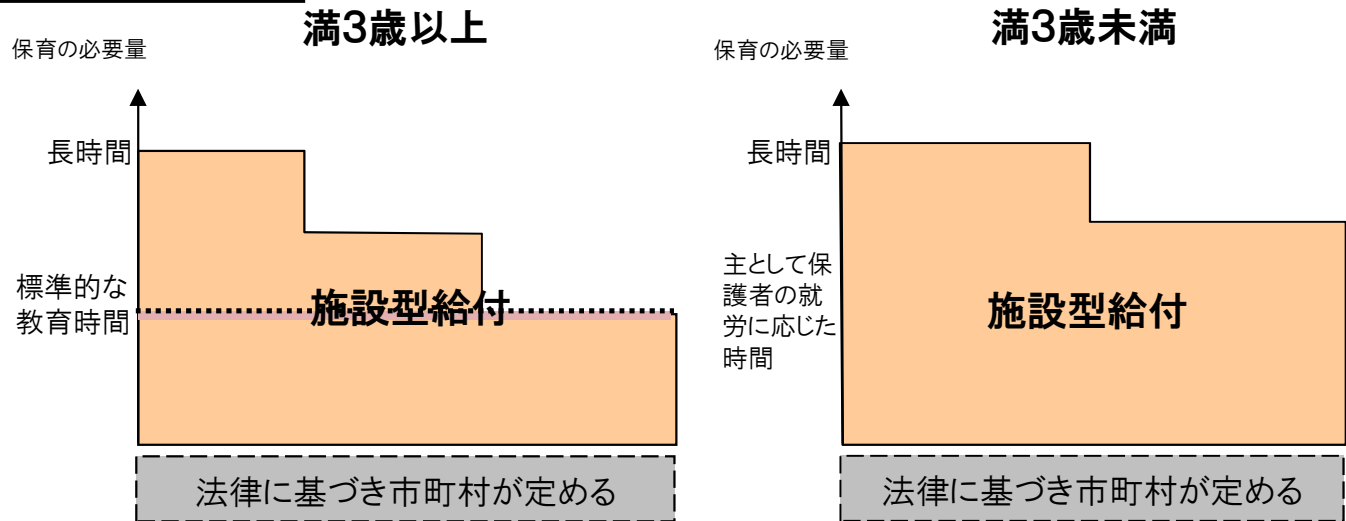
- 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。
 - ア 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
 - イ 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 施設型給付については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な給付の水準を国が定める(公定価格)。利用者負担については、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。ただし、一定の要件の下で、施設が実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収を定めることも可能とする。

現行制度

(私立施設の場合の財政措置)



新たな制度



- 給付に係る財政措置(給付費)のは次のとおり。
 - 私立施設・・・国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
 - 公立施設・・・市町村10/10(地方交付税措置による一般財源)
- 私立保育所は、児童福祉法第24条に則り、市町村から委託費として支払い。
- 施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない申出を市町村に行った幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続。

※従前の国・地方からの円滑な移行が可能となるよう、学校教育のみを利用する子どもに係る施設型給付の支給の基準及び費用の負担等については経過措置がある。

※上記のほか、特色ある取組(例:特別支援教育等)に対する奨励的な補助として私学助成を措置。

※休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+保育+放課後児童クラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
子育て支援

需要の調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

地域型保育給付の
= 対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

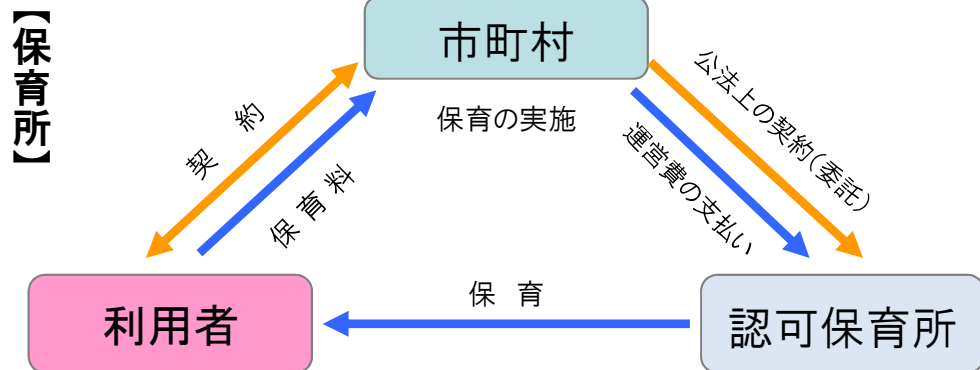
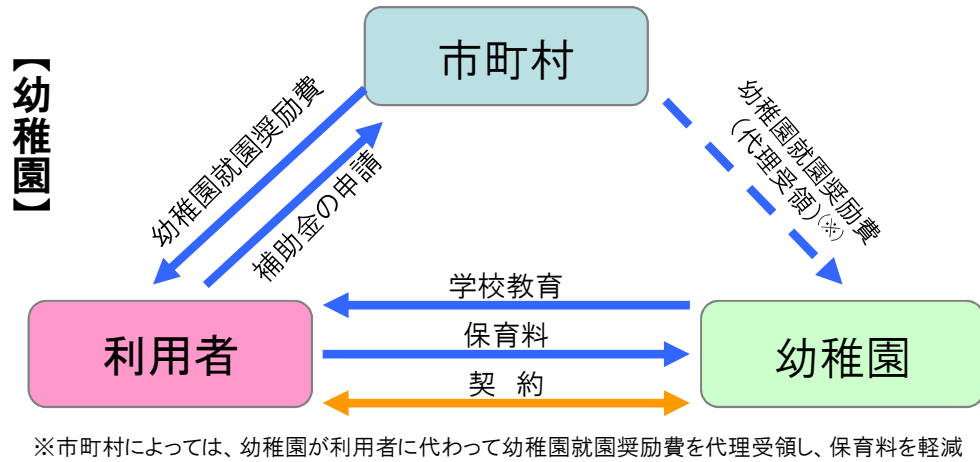
放課後児童
クラブ

施設型給付の利用手続きと市町村の関与

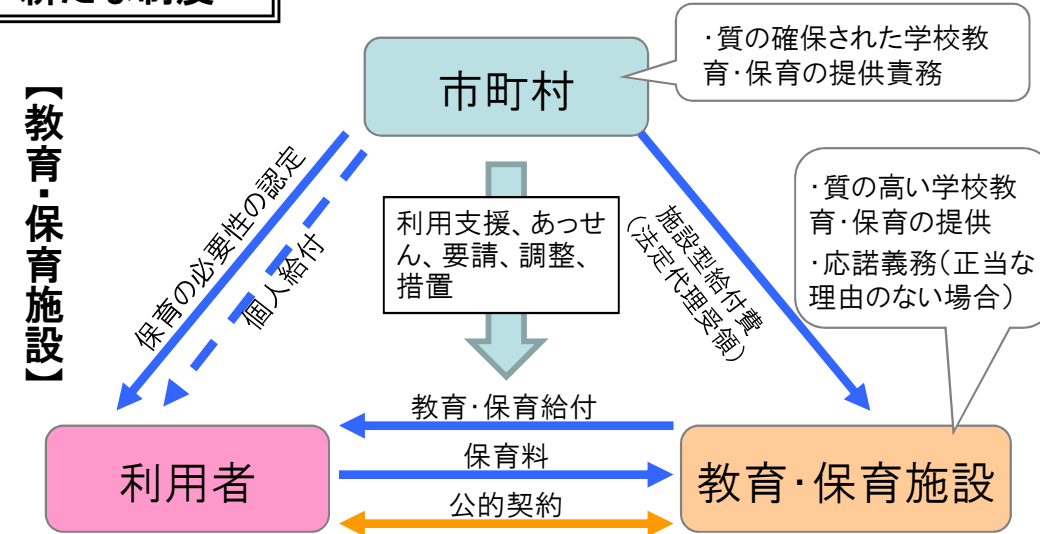
- 市町村が客観的基準に基づき、「保育の必要性」(有無、事由、必要量の区分、優先利用等)を認定する。
- 施設型給付は、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、保護者に代わって教育・保育施設が受領する(法定代理受領)。(保育料等は施設が利用者から徴収。ただし、私立保育所は市町村が徴収)
- 認定を受けた子どもについては、市町村の関与(あつせん、要請等)の下、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。(ただし、私立保育所は保護者と市町村の契約)
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準(※)に基づき選考を行う。

※ 保育の必要性のある子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。
 保育の必要性のない子どもについては、施設の設置者が定める選考方法に基づき選考することを基本とする。

現行制度



新たな制度



- 上記の整理は、地域型保育給付も共通。
- 適切な施設・事業の利用のための市町村の関与は、おおむね次のとおり。
- 【保育の必要性のない子ども】
 - ・市町村は情報提供・相談を行い、保護者が施設を選択し、申し込むのが基本。
 - ・特別な支援が必要な子どもは、市町村が利用可能な施設・事業者をあつせん。
- 【保育の必要性がある子ども】
 - ・市町村は情報提供・相談を行い、保護者は市町村に利用を申込み。(私立保育所は保護者と市町村の契約)
 - ・基本的に市町村が利用調整の上、利用可能な施設・事業者をあつせん・要請、著しく保育の利用困難な場合は、市町村による措置入所